



空き家の適正管理をお願いします 「空き家そのまま放置していませんか？」

◆あなたの空き家、大丈夫ですか

近年の人口減少により、本市でも空き家が増加しています。法律では空き家の管理は所有者の責務とされています。

空き家を所有すること自体は問題ではありませんが、適切な管理がされず「管理不全な状態」になると問題が発生します。



◆空き家を放置すると

適正な管理が行われていない空き家は、台風や地震などの際に部材の落下や飛散などにより通行人や近隣住宅へ危害を及ぼす恐れがあります。

また、敷地の樹木や雑草が繁茂して周辺の生活環境を悪化させることや、不法侵入や火災の発生など防災・防犯上のリスクも高まります。

これらの問題が深刻化する前に、定期的な点検を行い、適切な管理をお願いします。

◆気軽に相談ください

空き家の管理や予防などで困ることがありましたら気軽に相談ください。



問 住宅課 住宅係

TEL 077-551-0347
FAX 077-552-7000

草津警察署安全伝言板

第2回滋賀県警察官募集

第1次試験日：令和8年9月20日(日)

◆受験資格

警察官A：平成3(1991)年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業または令和9年3月31日までに卒業する見込みの人

警察官B：平成3(1991)年4月2日から平成21(2009)年4月1日までに生まれた人で、上記警察官A区分の学歴に該当しない人



◆申込受付期間

7月21日(火)9:00～9月7日(月)17:00

◆申込み方法

インターネット(県警ホームページ「しがネット受付」)

※自然災害その他不可抗力の事態により、試験の日時、場所などを変更する可能性がありますので、滋賀県警察のホームページで最新の情報を確認してください。



問 滋賀県警察本部 警務課採用係
TEL 077-522-1231(代表)

固定資産税に関する届出をお忘れなく

固定資産税は、賦課期日(1月1日)現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税される税金です。次の場合は届出が必要です。

所有者が死亡した場合

土地・建物の所有者が死亡した場合は、「相続人代表者指定届出書兼固定資産現所有者申告書」を提出してください。また、大津地方法務局で所有権移転登記(相続登記)の手続きが必要です。

未登記建物の所有者を変更した場合

売買・相続などにより、未登記建物の所有者が変更になったときは、「所有権移転申立書」を提出してください。

建物を新築(増築)・取り壊した場合

未登記建物を新築(増築)された場合は家屋調査が必要となりますので、下記までご連絡ください。

建物を取り壊した場合は、「家屋(建物)取り壊し届出書」を提出してください。

不動産登記された建物を取り壊した場合は、大津地方法務局で建物滅失登記の手続きが必要です。

詳細は市ホームページに掲載



問 税務課 資産税係
TEL 077-551-0105
FAX 077-551-2010